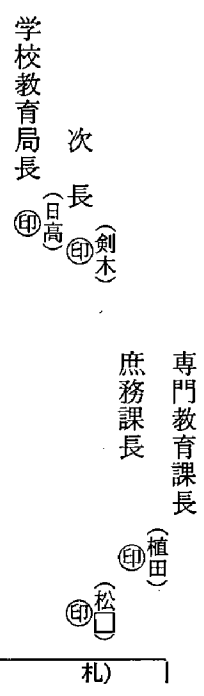


54 授業料等増額にともなう学則改正の件認可

(昭和二十二年四月)

(注記1)



中央工業専門学校授業料等増額のこと (注記2)

授業料	六〇〇円	一、〇〇〇円
(注記3) 入学料	二〇円	一〇〇円
受験料	二〇円	一〇〇円

昭和二十二年二月二十五日

中央工業専門学校設立者
 財団法人中央大学理事長 林 頼三郎 印
 文部大臣 高橋誠一郎殿
 学則改正ニ関スル件

中央工業専門学校学則中左ノ通り改正致昭和二十二年四月一日
 ヨリ施行致度候ニ付御認可相成度此段及申請候也

中央工業専門学校学則中改正案

- 一、第十二条中「金二十円」ヲ「金百円」ニ改ム
- 二、第三十条中「金二十円」ヲ「金百円」ニ改ム
- 三、第三十一条中「金六百円」ヲ「金千百円」ニ改メ期納額ヲ左記ノ通り改ム

第一期	四月	金四百五十円
第二期	八月	金三百五十円
第三期	十二月	金三百円

- 四、第三十六条中「金千円」ヲ「金二千円」ニ改ム
- 五、附則中ニ左ノ一項ヲ加フ

本則改正ハ昭和二十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第十二条ノ規定ハ二月十五日ヨリ之ヲ適用シ又本則改正ノ際現ニ在学スル生徒ノ授業料ハ旧規程ニ依ルノ外左記年額ヲ増徴シ之ヲ各期ニ納付セシム

年 額	第一期	第二期	第三期
	二五〇円	一一〇円	八〇円
			六〇円

理由

物価ノ騰勢低止スル所ナク教授用備品消耗品等ノ購入費増嵩シタルト同時ニ又教職員ノ待遇改善ニ多額ヲ要スルニ依リ之カ経費ニ充当スル為授業料及手数料ヲ増額シ昭和二十二年度ヨリ施行セントス但シ現ニ在学スル生徒ニ付テハ今回増額ノ金五百円ノ半額ヲ増徴スルモノトス
 増額ニ依ル収入ノ費途ニ付テハ別表添附書類ニ明記セリ

(注記4)

理事会決議録

二月十日 午後三時

出席者 林頼三郎 片山義勝 三橋市太郎
 理事長ヨリ授業料及手数料等ノ増額並ニ給費生貸費生等ノ
 給貸費額ノ増額ニ付別案ノ通り提案ス
 審議ノ結果 全会一致原案通り可決ス

授業料収入増額ニ対スル費途予算書

収入科目		二十二年	二十三年	二十四
授業料	工業専門部	三〇〇,〇〇〇円	三〇〇,〇〇〇円	三〇〇,〇〇〇円
増額	計	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇
支出科目		二十二年	二十三年	二十四
給料		一七五,二五六円	三三〇,一四四円	二六九,三三三円
諸品		四,六一二	六,一八八	七,〇八八
備品		三三,七四三	四七,九七七	五〇,九三三
消耗品		二,三〇六	三,〇二五	三,五五五
実験費		五,七六五	七,七三三	八,八六〇
実習費		六,九一八	九,二八二	一〇,六三三
雑費		三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇
計		三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇

授業料(新旧)収入額比較調書

自昭和二十二年
 至同二十四年度

科別区分	二十二年	二十三年	二十四
工業専門	三〇〇,〇〇〇円	三〇〇,〇〇〇円	三〇〇,〇〇〇円
学校	三〇〇,〇〇〇円	三〇〇,〇〇〇円	三〇〇,〇〇〇円
計	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇

工業専門学校授業料(新規格)収入額調書

自昭和二十二年
 至同二十四年度

年次	授業料(一名年額)	二十二年	二十三年	二十四
一学年	一〇〇,〇〇〇円	二〇〇人	二〇〇人	二〇〇人
二学年	一〇〇,〇〇〇円	二〇〇人	二〇〇人	二〇〇人
三学年	一〇〇,〇〇〇円	二〇〇人	二〇〇人	二〇〇人
計		六〇〇人	六〇〇人	六〇〇人

工業専門学校授業料(旧規格)収入額調書

自昭和二十二年
 至同二十四年度

年次	授業料(一名年額)	二十二年	二十三年	二十四
一学年	一〇〇,〇〇〇円	二〇〇人	二〇〇人	二〇〇人
二学年	一〇〇,〇〇〇円	二〇〇人	二〇〇人	二〇〇人
三学年	一〇〇,〇〇〇円	二〇〇人	二〇〇人	二〇〇人
計		六〇〇人	六〇〇人	六〇〇人

昭和十九年四月

中央工業専門学校学則

中央工業専門学校学則

第一章 総 則

第一条 本校ハ専門学校令ニ依リ工業ニ須要ナル高等ノ學術技芸ヲ教授シ皇国民タル資格ヲ練成スルヲ以テ目的トス

第二条 本校ノ学科及生徒定員左ノ如シ

機 械 科 一〇〇名

物 理 科 一〇〇名

第三条 学年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第四条 学年ヲ分チテ左ノ三学期トス

第一学期 自四月一日 至八月三十一日

第二学期 自九月一日 至十二月三十一日

第三学期 自一月一日 至三月三十一日

第五条 休業日ハ左ノ通りトス但シ必要アリト認ムルトキハ臨時休業スルコトアルベシ

四月一日ヨリ五日ニ至ル

七月二十一日ヨリ八月二十日ニ至ル

十二月二十六日ヨリ翌年一月七日ニ至ル

日曜日

大祭祝日

大学記念日(七月八日)

本校創立記念日(三月十三日)

第六条 本校ニ所定ノ期間在学シ且其ノ配当科目全部ノ試験ニ合格シタル者ニハ卒業証書ヲ授与ス

第二十八条ニ定メタル試験ニ合格シタル者ニハ請求ニ依リ其ノ科目ノ合格証明書ヲ交付ス

第六条 各科ノ修業期間ヲ三学年トス

第二章 学科課程

第七条 各学年ノ学科目及毎週教授時数ハ左ノ如シ但シ学校長ニ於テ必要ト認ムル場合ハ各学科目ノ毎週教授時数ハ其学科目ノ総教授時数ヲ短縮セザル範圍ニ於テ臨時之ヲ変更シ又ハ休業期間ニ於テ演習、実験、実習及教練ヲ課シ若ハ特別講義ヲ課スルコトアルベシ

本校ノ授業時間ハ午前八時ヨリ午後五時ノ間ニ於テ之ヲ行フ但シ、学校長ニ於テ必要アリト認ムル場合ハ二時間以内ヲ増加スルコトヲ得

第八条 各科ノ学科課程、其ノ配当及授業時間左ノ如シ

機 械 科

学 科 目	教 授 時 数			備 考
	総時数	第一学年	第二学年	
道 義	一〇五	一	一	
人 文	一四〇	二	二	
教 練	三一五	三	三	

第二学年ニ於ケル教育学及第三学年ニ於ケル教授法ハ実業教員志望

科目	随教科目				備考
	外国語(英独仏) (支南方語)	二	教 育 学	二	
体 練	二二〇	二	二	二	
数 学	二八〇	四	二	二	
物 理	三一五	四	四	一	力学及実験ヲ含ム
化 学	一〇五	三	一	一	実験ヲ含ム
材料力学	一四〇	一	二	一	
工業材料	一〇五	二	一	一	
精密測定	一四〇	一	二	二	
電 気	七〇	一	一	二	
熱 機 関	一四〇	一	二	一	熱力学ヲ含ム
水力機械	七〇	一	二	一	水力学ヲ含ム
機械設計	一四〇	二	二	一	機構学ヲ含ム
機械工作	二二〇	二	二	二	精密工作、多量生産工場設備ニモ及ブ
工業経営	一〇五	一	一	三	
増 課	一七五	一	一	五	暖房冷凍圧縮機等
設計製図	六三〇	六	六	六	
実験実習	七〇〇	六	六	八	電気実験ヲ含ム
定時修練	五二五	五	五	五	
外国語	二二〇	二	二	二	英語
計 算	四、八三〇	四六	四六	四六	

者ニ限り必修トス。

物理科

科目	教 授 時 数	毎週教授時数			備 考
		第一学年	第二学年	第三学年	
道 義	一〇五	一	一	一	
人 文	一四〇	二	二	一	
教 練	三一五	三	三	三	
体 練	二二〇	二	二	二	
数 学	三五〇	五	五	一	
物 理	三一五	五	四	一	力学及実験ヲ含ム
航空力学	二四五	二	三	二	剛体力学飛行機力学及空気力学ヲ含ム
飛行機材料	一〇五	二	一	一	化学ヲ加味ス
電 気	七〇	一	一	二	
飛行機構造	二二〇	二	二	二	飛行機構造、構造力学及材料力学、振動ヲ含ム
発 動 機	七〇	一	一	二	
飛行機備装	一〇五	一	一	二	航空計器附属器械及艤装ヲ含ム
飛行機設計	二二〇	二	二	二	
飛行機工作	二二〇	二	二	二	生産工学及測定ヲ含ム
工業経営	一〇五	一	一	三	
増 課	一〇五	一	一	三	
設計製図	七〇〇	六	六	八	
実験実習	五二五	五	五	五	機体製作実験発動機実験風洞実験振動実験強度実験木槽実験等ヲ含ム

定時修練	五二五	五	五	
外国語	二一〇	二	二	
計	四、八三〇	四六	四六	四六

随意科目

外国語(英独仏) (支南方語)	二	教 育 学	二	教 授 法	二
外国語(英独仏) (支南方語)	二	二	二	二	二

第二学年ニ於ケル教育学及第三学年ニ於ケル教授法ハ実業教員志望者ニ限り必修トス。

第三章 入学、休学、退学及除名

第九条 入学ヲ許可スベキ者ハ年齢十七年以上ノ男子トシ其ノ資格左ノ如シ但シ外国人ニシテ之ニ相当スル学歴ヲ有スル者ハ中学校程度ノ試験検定ノ上之ヲ許可ス

一、中学校卒業者及第四年修了者

二、高等学校尋常科修了者

三、専門学校入学者検定規程ニ依リ試験検定合格証書ヲ有スル者

四、高等学校入学者検定規定ニ依リ試験検定合格証書ヲ有スル者

五、其ノ他文部大臣ニ於テ中等学校第四学年修了者ト同等以上ノ学力ヲ有スル者ト指定シタル者

第十条 入学志願者定員ヲ超過シタル場合ニハ入学試験ヲ課ス

第十一条 同等ノ学校ニ於テ第二学年以上ニ在学シ転学スル者ハ相当ノ学年ニ編入スルコトヲ得、学科課程中他校ニ於テ終

了セザル科目アルトキハ其ノ科目ニ限り試験ヲ行フベシ

第十二条 入学ノ許可ヲ請フ者ハ入学申込書ニ履歴書ヲ添へ差

出スベシ、但シ試験ヲ要スル場合ハ同時ニ受験料金(二〇円)^(抹消)

(加筆・朱書)
〔百円〕ヲ納ムベシ

第十三条 入学期ハ学年ノ始メトス但シ第十一条、第二十一条

第二項又ハ第二十二條ノ規定ニ依リテ転学又ハ再入学生ル者

ハ此ノ限りニ在ラズ

第十四条 入学ノ許可ヲ得タルトキハ直ニ保証人ト連署シテ在学証書ヲ差出スベシ

第十五条 保証人ハ成年人者ニシテ東京都又ハ其ノ隣接市町村内

ニ於テ独立ノ生計ヲ立ツルモノアルコトヲ要ス

保証人ハ本人在学中ニ係ル一切ノ事項ニ付其ノ責ニ任スベキ

モノトス

第十六条 保証人死亡シ又ハ前条ノ要件ヲ欠キタルトキハ遅滞

ナク之ヲ改定シ更ニ在学証ヲ差出スベシ保証人ノ変更アリタ

ルトキ亦同ジ

保証人住所又ハ氏名ヲ変更シタルトキハ遅滞ナク其ノ旨ヲ届

出ツベシ

第十七条 疾病其ノ他止ムヲ得ザル事故ニ因リ滿二ヶ月以上修

学スル能ハザルトキハ其ノ事実ヲ証スル書面ヲ添付シ保証人

連署ノ上其ノ許可ヲ受ケ当該学年間休学スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リテ休学シタル者休学ノ事由止ミタルトキハ

保証人連署ノ上許可ヲ受ケ原級ニ入り修学スルコトヲ得

第十八条 給費生ハ休学ノ月ヨリ其ノ資格ヲ失フ

第十九条 陸軍、海軍ノ現役ニ服スル者及び召集中ノ者ハ其ノ期限第十七条ニ準ジテ休学シ満期後直チニ原級ニ復スルコトヲ得

第二十条 疾病其ノ他ノ事故ニ因リ退学セムトスル者ハ保証人連署ノ上届出ツベシ

第二十一条 左ニ掲クル者ハ学籍ヨリ除名ス

一、学業劣等又ハ疾病其ノ他ノ事故ニ依リ成業ノ見込ナシト認メタル者

二、出席常ナラザル者

三、何等ノ理由ヲ以テスルニ拘ラズ引続キ一年間欠席シ又ハ

正当ノ事由ナク一箇月以上欠席シタル者

第二十条ノ規定ハ前項ニ因リテ除名セラレタル者ニ之ヲ準用ス

第二十二条 第四拾五条又ハ第四十六条ノ規定ニ依リ退学処分ヲ受ケタルモノ四箇月以上ヲ経過シ改悛ノ情顯著ナルモノト認メタルトキハ特ニ再入学ヲ許スコトアルベシ

第四章 試験

第二十三条 試験ハ学年試験及卒業試験トス学年試験ハ毎学年末ニ行ヒ卒業試験ハ第三学年ノ終リニ之ヲ行フ

第二十三条ノ二 病氣其ノ他相当ノ理由ニ依リ試験ヲ受クルコト能ハザル者ニ対シテハ銓衡ノ上追試験ヲ行フコトアルベシ追試験ニ関スル細則ハ別ニ之レヲ定ム

第二十四条 試験ノ方法ハ筆記又ハ口述トス

第二十五条 試験ノ成績ハ各科目ニ付六十点以上ヲ得タルモノヲ以テ合格トス

第二十六条 授業ヲ受ケタル科目ニアラザレバ試験ヲ受クルコトヲ得ズ

休学シタルモノハ其ノ学年ニ属スル試験ヲ受クルコトヲ得ズ但シ第十九条ニ定メタル休学者ハ此ノ限りニ非ズ

第十七条第二項ニ該当スル者其ノ休学取消ノ承認ヲ得テ試験ヲ受クルコトヲ得

第二十七条 或ル科目ニ就キ三箇年内ニ試験ニ合格セザル者ハ全部合格ニ至ル迄在学スルコトヲ得但シ六箇年ヲ超ユルコトヲ得ズ試験ヲ受ケズシテ在学スル者亦同シ

在学六箇年ニ満ツル者其ノ最後ノ学年試験ノ追試験ヲ受ケン

トスルトキハ許可ヲ受ケ前項但書ノ規程ニ拘ラズ其ノ追試験ノ施行ヲ終ル迄ノ期間在学スルコトヲ得

第十三条ノ規定ニ依リ入学シタル者ニ付テハ其ノ入学シタル日ニ至ル迄ニ要スベカリシ期間在学シタルモノトシテ在学期間ヲ計算ス

第二十一条又ハ第二十二条ノ規定ニ依リテ再入学シタルモノニ付テハ其ノ除名中又ハ退学中ニ属スル期間ヲ其ノ在学期間ニ通算ス但シ学年ノ始ニ於テ第一学年ニ入学シタルトキハコ

ノ限ニ非ズ

第二十八条 随意科目ノ試験ハ希望アル場合ニ限り之ヲ行フ学年ノ始ニ於テ許可ヲ受ケ随意科目ヲ修学シタル者ニ非ラザ

レバ前項ノ試験ヲ受クルコトヲ得ス

第五章 学 費

第三十条 入学ヲ許可セラレタル者ハ入学科トシテ金〔^(抹消)二〇〇円〕
〔^(加筆・朱書)二百円〕ヲ納ムベシ

第三十一条 授業料ハ一学年ハ金〔^(抹消)六百円〕〔^(加筆・朱書)千五百円〕トシ左ノ三期ニ之レヲ納ムベシ

第一期 四月 金〔^(抹消)二一〇円〕〔^(加筆・朱書)四百五十円〕
第二期 八月 金〔^(抹消)二〇〇円〕〔^(加筆・朱書)三百五十円〕
第三期 十二月 金〔^(抹消)一九〇円〕〔^(加筆・朱書)三百円〕

第三十二条 学年ノ中途ニ入学シ又ハ退学スル者ハ特ニ入学前及退学後ノ授業料ヲ免除ス

休学中ハ授業料ヲ免除ス

第三十三条 在学中ハ欠席シタルトキト雖授業料ヲ免除セズ

第三十四条 納付シタル授業料ハ返付セズ

第六章 給費生及特待生

第三十五条 校長ハ生徒中學術優等品行方正ナル者ヲ銓衡シ給費生又ハ特待生ト為スコトヲ得

第三十六条 給費生ニハ当該年間額金〔^(抹消)千円〕〔^(加筆・朱書)二千円〕ノ学資ヲ給与シ特待生ニハ当該年間授業料ヲ免除ス

第三十七条 給費生又ハ特待生ニシテ其ノ地位ニ適セザル事実アルトキハ直チニ之ヲ免ズ

第七章 生徒心得

第三十八条 登校スルトキハ必ス制服制帽、靴又ハ上草履ヲ用フベシ

第三十九条 登校スルトキハ生徒証ヲ携帯スベシ之ヲ携帯セザ

ルトキハ退場ヲ命スルコトアルベシ

第四十条 授業中ハ勿論放課中タリト雖秩序ヲ重ンジ静肅ヲ旨トシ喧噪ノ所為アルベカラズ

第四十一条 授業中ハ退席スルコトヲ得ス止ムヲ得ザル事故アリテ退席セントスルトキハ教員ノ許可ヲ受クベシ

第四十二条 氏名ヲ改称シ又ハ本籍住居等ヲ移転シタルトキハ遅滞ナク届出ツベシ

第四十三条 三日以上欠席セムトスルトキハ必ス其ノ事由ヲ具シ保証人ト連署シテ届出ツベシ但シ七日以上欠席スルトキハ

証明書ヲ添付スルコトヲ要ス

第四十四条 欠席届出ノ日数ハ一箇月ヲ超ユルコトヲ得ズ若シ一箇月ヲ超エ事由尚ホ止マザルトキハ其ノ都度必ス新ニ届出

ヲ為スコトヲ要ス

第八章 徴 戒

第四十五条 校規ニ違反シ其ノ他不都合ノ行為アル者ハ情状ニ

因リ停学又ハ退学ヲ命ズ

第一項ノ規定ニ依リテ退学ヲ命ジタルトキハ其ノ旨ヲ同等学校ニ通知ス

第四十六条 品行不良改悛ノ見込ナキ者ハ退学ヲ命ズ

第四十七条 前二条ノ規定ニ依リ停学又ハ退学ヲ命ジタルトキハ其ノ旨ヲ父兄及保証人ニ通知ス

附 則

保存年限 / 枚数

一、本則ハ昭和十九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
 本則改正ハ昭和二十二年三月二十日ヨリ適用ス但シ本則改正ノ
 際現ニ在学スル学生、生徒ノ授業料ハ旧規程ニ依ル外左記ノ通
 リ本額ヲ増徴シ之ヲ各期ニ納付セシム

年 額 一期 二期 三期

金 一六〇円 五五円 五五円 五〇円

(朱書)

一、本則改正ハ昭和二十二年四月一日ヨリ適用ス但シ本則改
 正ノ際現ニ在学スル学生、生徒ノ授業料ハ旧規程ニ依ルノ
 外左記年額ヲ増徴シ之ヲ各期ニ納付セシム

年 額	第一期	第二期	第三期
二五〇円	一二〇円	八〇円	六〇円

(注記1)

「供閲」

(注記2)

「記録掛/22・11・21/受領」

(注記3)

「完結」

「二」(簿冊内件名番号)

(注記4)

「写」

(下札)

(自我)

「④種別 わ一ノ六ノ二/聯繫 /登録追加 /件名 東京都、中
 央工業専門学校授業料等増額/番号 /結了年月日 昭二二、四/

「府立化学工業専門、都立工業専門、
 中央工業専門、久我山工業専門、第20
 23冊」文部省④ 3A, 9-4, 256